

令和4年第8回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年8月5日(金)

午前10時00分開会

午前11時30分閉会

2. 場 所 大野支所302, 303会議室

3. 出席委員(農業委員13名)

1番 中田 安義

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

4番 中山 誠治

5番 岡 真由美

6番 古川 憲吾

8番 梶原 安行

9番 是佐 恵美子

10番 山田 政則

11番 河井 孝行

12番 岩木 國明

13番 沖村 弓枝

14番 河野 義刀

(推進委員10名)

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 吉田 雅子

推進委員 清水 透

推進委員 堀田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員(2名)

推進委員 岡村 昭男

推進委員 倉本 良夫

5. 議事録署名委員

2番 木浦 紀幸

3番 神鳥 正貴

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主 事 原田 ゆみ

(佐伯支所) 専門員 中原 貴志

(吉和支所) 主任主事 平井 翔太

(大野支所) 主任主事 奥田 規之

(宮島支所) 主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について(利用権賃借)

(2) 議案第 35号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 36号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 37号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 38号 農地法第18条の規定による許可申請について

(6) 議案第 39号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による受理処分取消の専決処理について

《協議事項》

- (1) 協議第 1 号 令和 5 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）
について

9. その他

（開会 午前 10 時 00 分）

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 4 年第 8 回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 13 名、本日の出席委員 13 名でございますので、在任委員の過半数の委員が出席されていますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員を指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定に基づきまして、2 番の木浦委員さん、3 番の神鳥委員さんのご両名にお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 34 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について説明させていただきます 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページから 6 ページ、位置図は 1 ページから 5 ページになります。 番号 19 番、農地の所在地は、下平良字広池、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 1,000 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 8 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号 20 番、21 番、22 番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 20 番、21 番、22 番、農地の所在地は、玖島字壱町田景浦、字壱町田日浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のと

	おりです。面積は4筆の3, 087平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和7年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号23番、農地の所在地は、津田字久保田、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は7筆の2, 958.94平方メートルで、利用目的は景観目的でヒマワリを植えておられます。期間は公告日から令和5年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号24番、農地の所在地は、玖島字正之原、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は4筆の3, 426平方メートルで、利用目的は畑でネギを植える予定です。期間は公告日から令和14年3月31日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に、番号25番、26番は利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号25番、26番、農地の所在地は、津田字久保田、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は5筆の3, 009.15平方メートルで、利用目的は畑でタマネギを植える予定です。期間は公告日から令和5年7月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容精査したところ、農業整備基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 19番、是佐委員さん、20番、堀田委員さん、21番、22番も堀田委員さん、23番と25番、26番、松井委員さん、堀田委員さん、24番もお願いをいたします。それぞれ今の順番で19番から地元の状況を説明してください。お願いします。
9番委員	9番、是佐です。19番について説明します。19番の〇〇さんの土地を〇〇さんが耕作されておられる事ですが、これは〇〇さんが2年前に腰を痛めて耕作出来なくなっただけで、荒らしておくのもいけないからと、お子さんである〇〇さんに耕作をお願いされました。見に行ったら、きれいにしておられて、お米も作っておられましたので、何ら問題もないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。地図は1ページです。このほとりに猿のおりを置いておられるのですけれども、これも〇〇さんが管理してくださっておりますので、よろしくお願いいたします。

議長	続いて、堀田委員、お願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号２０、２１、２２の利用権設定の申請について説明します。この３件は事務局の説明にありましたように、利用権の設定を受ける者が同一のため、一括して説明します。地図は２ページ、３ページとなります。７月１４日、岩木委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所については旧玖島小学校の周辺となります。３件とも個人での耕作が困難となったため、地域の代表者が利用権の設定をし、今までどおり、耕作を引き継ぐもので何も問題はないと思われます。審議のほど、よろしくをお願いします。 続いて、番号２４番の利用権の設定の申請について説明します。地図については５ページとなります。７月１４日に、岩木委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所は旧農協玖島支店の南側となります。利用権の設定をされる〇〇さんが遠方に住んでおられ、耕作ができないために近くで野菜等を営農をされている〇〇さんが規模拡大のため新規の設定となります。特に問題はないと思われます。審議のほどよろしくをお願いします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。番号２３、それから、２５、２６について説明します。まず、番号２３ですが、地図は４ページです。現地確認を７月１９日に会長、神鳥委員、事務局２名と実施いたしました。所在であります、佐伯支所の吉和方面に約１キロ行ったところにございます。当該農地は約１０年程度不作地となっております。今年、〇〇がヒマワリを植栽するために利用権の設定を受けることで代表して借り受けるものでございます。確認の時には少し管理が行き届いていなかったのですが、その後適切に管理しまして、特に問題ないと思います。それから、２５、２６につきましては利用権の設定を受けるものでございます。当該農地付近に産直施設を兼ねた農村レストランを営んでおります。このたび、学校給食用のタマネギを生産するために借り受けるものでございます。これまで番号２５、２６ともにトラクターで数回耕起して、植付けの準備をして、近隣農地に全く影響はありませんので、特に問題ないと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	地元の担当委員のご意見を述べていただきましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第３４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議ございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたします。 それでは、続きまして議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は８ページ、位置図は６ページ、７ページになります。 番号１６２番、農地の所在地は、吉和字花原山根、登記地目は田です。面積は４筆の４８６．０３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人は私宅と隣接しており、今後耕作するためで有償の所有権移転です。 次に、番号１６８番、農地の所在地は、吉和字中津大織田、登記地目は田です。面積は１筆の２，０４３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難なため、譲受人は林業用の苗及び果樹などを育てるためで有償の所有権移転です。 いずれも譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 １６２と１６８番については、中田委員さん、お願いします。
１番委員	１番の中田です。番号１６２番について説明いたします。７月２２日に岡委員、倉本推進委員、事務局で現地に行きました。地図、６ページを見てください。メッシュのついた上に家があるのですが、これが譲受人の〇〇さんの家でございます。農地がこの家を囲んでいるような状況ですので欲しくなったのだらうと思います。それで、農地として使われるので、周囲の農地への影響はないと思われます。よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、番号１６８番でございます。地図は７ページです。譲受人の〇〇さんは何年か前にもこの近くの農地を苗畑として

	取得されております。〇〇さんは〇〇でも〇〇経営を主としておられ、何年か前の苗畑を見えますときれいに管理されております。この現地も苗畑に使われるということと、ブドウの栽培もやってみたいと言われております。農地として使われるので周囲の農地にも影響はないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	どうもありがとうございました。 それでは、この２件につきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ご質問はありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見、ご質問がないようですのでお諮りをします。 議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第３６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第３６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は９ページ、位置図は８ページになります。 番号１６１番、農地の所在地は、原字長谷、登記地目は田です。面積は１筆の２３８平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に住宅として利用しているため、始末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第３６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明がございました。これについて地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 沖村委員さん、お願いします。

1 3 番 委 員	農業委員の沖村です。1 6 1 番の説明をします。7 月 2 0 日に岡村委員と事務局 2 名とで現地調査に行きました。住宅として利用するためということですが、もう数十年前に建てられていたと思われます。それで、十数年前から空き家になっております。これを処分するのに転用届が出ていなかったことに気がつくたんだと思います。始末書が提出されております。場所は原の地域から極楽寺に上がる長野ループがあるのですが、その近辺です。周辺には影響ないし、始末書を提出されておりますのでご審議のほどよろしく願います。
議 長	それでは、この件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ございませんか。 《 委員より質疑等なし 》
議 長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《 委員より異議等なし 》
議 長	異議なしと認め、議案第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事 務 局	議案第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 1 0 ページ、位置図は 9 ページ、1 0 ページになります。 番号 1 6 0 番、農地の所在地は、玖島字泉水の第 2 種農地で、登記地目は畑です。面積は 3 筆の 1 , 4 7 6 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に、番号 1 6 3 番、農地の所在地は、大野字戸石川の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 1 2 1 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場及び駐車場として利用するための申請です。 次に、番号 1 6 4 番、農地の所在地は、大野字戸石川の第 2 種農地で、登記地目は田です。面積は 1 筆の 8 0 . 5 0 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、資材置場として利用するための申請です。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面

	積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 １６０番を堀田委員さん、お願いします。１６３番、１６４番を山田委員さん、お願いします。よろしくお願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号１６０番の５条許可申請について説明します。地図は９ページとなります。７月１４日、岩木委員、事務局２名と現地調査を行いました。譲渡人の〇〇さんは今まで家庭菜園として利用されていましたが、耕作が困難となったため、所有権の移転となったものです。移転後については、太陽光発電事業を行う予定です。現地調査のとき、業者の方１名が対応され、フェンスの設置をすることと、雑草の管理を要請しました。 周囲の農地の影響は考えられず、問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。
１０番委員	１０番の山田です。 １６３番、１６４番についてご説明します。 地図は１０ページですね。 ７月１５日に吉田推進員、それから、事務局と現地を確認しております。この２か所とも資材置場、駐車場として、使用するための賃貸借の件でございます。 周辺農地に影響はないと思われます。 よろしくお願いします。
議長	これについてほかの皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。よろしいですか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですのでお諮りをします。 議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第３８号 農地法１８条というのは初めてか、久しぶりでございますが、第１８条の規定による許可申請つ

事務局	いて議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。 議案第３８号 農地法第１８条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は１１ページ、位置図も１１ページになります。議案と一緒に送付しました、議案第３８号資料①から⑤を併せてご覧ください。 今回申請がありました農地法第１８条の規定による許可申請については、農地等の賃貸借の解除を賃貸人、賃借人のどちらか一方からの申出により行う場合は許可が必要となり、農地法第１８条第２項に許可基準が規定されております。 議案第３８号資料⑤をご覧ください。 許可基準は第１号から第６号まであり、各号のいずれかに該当しなければ許可をすることができないというもので、今回の審議は許可基準に該当するかしないかを判断していただくことになります。 それでは、議案第３８号の資料①をご覧ください。 申請地について農地の所在地は〇〇、登記地目は田で、面積は１筆の６４８平方メートルの申請です。 土地の状況ほかについての４行目、権利取得原因をご覧ください。 本案件は平成２４年１２月７日に賃貸人、〇〇さん、賃借人、〇〇さんによる農地法第３条の規定による賃貸権の設定をしたものについて、賃貸人の相続人、〇〇さんの代理人、〇〇から賃貸借の解除を求めて許可申請されたもので、土地所有者が海外に居住しているため、ご自分が健康なうちに所有地の整理を行いたいということです。 資料①の下から２行目、申請農地の状況についてをご覧ください。併せて議案第３８号資料④も併せてご覧ください。 この賃貸借については、平成２４年１０月２２日に農地法第３条の許可申請がされ、当時の担当農業委員、西尾さん、友安さん、事務局の釘丸が平成２４年１１月２日に現地調査を行っており、当時から市民農園の状態で区画割りされて耕作されておりました。申請地は現在も写真のように同じ状態で利用されております。 続いて、賃貸人、賃借人双方からの聞き取りについて説明させていただきます。 議案第３８号資料②をご覧ください。 令和４年６月１５日、申請代理人の〇〇と土地所有者から今回の財産整理を依頼された〇〇の〇〇氏から聞き取りを行いました。 平成２４年の農地法第３条の許可後も〇〇氏は耕作しておらず、何も異議はなかったとのことで、賃貸人としては当時から、現地は市民農園の状態で五、六人に貸し付けており、市民農園の
-----	--

	使用者から使用料も徴収していました。しかし、賃借人の〇〇氏から賃料 1 万円については受け取っておらず、〇〇氏の死亡後、法務局に 1 万円の供託があるということでした。 〇〇は〇〇氏からは、賃料の支払いはなく、占有しての耕作もしていないため、許可基準の第 6 号に該当すると考えておられました。 最後に、当時から市民農園で耕作していた〇〇氏の連絡先を教えてください、〇〇氏からも聞き取りをしました。 〇〇氏は以前から数名が耕作されていたということで、現在は高齢のため耕作をやめられていました。 続きまして、議案第 3 8 号資料③をご覧ください。 令和 4 年 7 月 4 日、担当地区委員の是佐委員、沖村委員、登委員と事務局 2 名で〇〇氏宅を訪問し、聞き取りを行いました。 平成 2 4 年当時から、〇〇氏は一度も耕作しておらず、土地所有者の〇〇氏が個々に貸付けをされていたため、その人が耕作をやめるまでは耕作できない状態だと説明されました。 賃料については〇〇氏のところへ持参され、数回支払いを行い、〇〇氏の死亡後に供託されたということです。領収等は持っておられませんでした。 議案第 3 8 号の資料⑤を再度ご覧ください。 こうした状況から、平成 2 4 年 1 2 月 7 日に賃貸人、〇〇、賃借人、〇〇による農地法第 3 条の規定による賃貸借の設定をしたにもかかわらず、〇〇氏は農地法の許可基準である全ての農地を耕作していないため、農地法第 1 8 条第 2 項第 1 号、賃借人が審議に反した行為をした場合の例えば明記してある不耕作に該当するものと思われます。 また、今回の申請地について〇〇氏は耕作しておらず、現状は市民農園として利用されており、適正な状態にするため、農地法第 1 8 条第 2 項第 6 号、その他正当な事由がある場合の、このための後に明記してあるように、賃貸借の解除等を認めることが農地等の適正かつ効率的な利用につながると考えられる場合には許可を行うべきであるに該当するものと思われます。 本案件について、この総会で承認されますと、許可相当の意見を付して、広島県農業会議、常設審議委員会に意見聴取の後、異議なしの回答を得て許可することになります。 以上で、議案第 3 8 号 農地法第 1 8 条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これについて、事務局の説明がありました。なかなか複雑なことで、過去にあったというようなことで、なかなか分かりにくいのですが、地元担当委員の意見をお伺いをいたします。是佐委員さん、お願いします。
9 番委員	9 番、是佐です。番号 1 3 4 番について説明させていただきま

	す。地図は11ページで、申請地は〇〇号線沿いの〇〇の〇〇の中間になります。7月4日に沖村委員、登委員、私、事務局2名で貸借人の〇〇さんを訪問しました。先ほど事務局から詳細な説明がありましたように、申請地は以前から市民農園の形態で数人が耕作されていました。〇〇氏は多くの農地を所有されておられ、ほとんどが市民農園のような利用状態です。〇〇氏は以前から〇〇氏から賃貸借していた〇〇について耕作されてはおられませんでした、〇〇されています。今回の申請地は平成24年の農地法第3条の許可後も耕作されておらず、今回の申請どおり、賃貸借の解除をして何ら問題はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元担当委員のご意見がございました。 これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 補足説明はないかな。
事務局	通常の賃貸借契約をしている場合、合意解約であるとか、解約、解除と、いろいろな手続があるのですが、合意解約の場合は総会で審議する必要はありませんが。今回のように先ほど比良から説明しましたように、片方が一方的に、もう私は解除しますとか、逆に借りている人から解除しますという時もまたこの18条1項の申請が出るようになります。 私の記憶にあるところでは初めての審議案件ではないかと思えます。近隣では広島市農業委員会等では時々審議案件にあがっていることを聞いております。 比良も言いましたように、この1号から6号のどれに該当するかというのをこの総会で審議していただくということで、平成24年の許可時点から〇〇さん、借りられた方は耕作をされておられません。先ほど是佐委員からもありました、近隣にもう一筆ほど農地を、またそれもこの申請の所有者と同じ方から借りておられました。 今回審議していただいて、解除しても良いという話になれば、県の農業会議に諮問して、今と同じような説明を県の農業会議でもさせていただこうかと思っております。以上です。
議長	以上のようなことでございます。地元委員の意見も伺いましたし、十分ご審議をしていただきまして、今回この案件を処理するかということです。 このまま議案のとおり、異議はございませんか。 いろいろ農業会議とも事務局は相談しているようですけれども、うちの農業委員会としての判断をして、次にあげることとでございます。ご意見はございませんか。
10番委員	議案を何回読んでも分かりません。何を元に行っているのかよく分からない事ですが、今、貸農園か何かをされておられる、実際

	に耕作されておられる人というのは誰と契約しているのでしょうか。
事務局	今、山田委員がおっしゃった件は、当時、平成24年に農地法3条の申請をされたときに既に市民農園の形で四、五人、または五、六人の方が利用されておられ、その方から〇〇さんが使用料をとっておられて、今もとおられます。
10番委員	ということは、〇〇さんと契約しているということですね。
事務局	そうです。それは後ほど3条の許可を受けておられませんので、通常でいう口約束といいますか、〇〇で貸されておられます。
10番委員	〇〇さんというのは亡くなられたということ。
事務局	はい。今は〇〇さんという方が相続人です。〇〇さんが生前から市民農園の形で貸しておられました。 この3条の許可申請で賃借権を設定して借りるという許可をもらっている方が賃料を払っている、一方では払っていないとおっしゃっておられます。
10番委員	それはどちらが本当ですか。
事務局	借りておられる方が1回は供託されておられます。 通常は、〇〇さんが亡くなられたので供託された様ですが、1回だけでは、供託はずっとしないと効力がないそうです。それは申請人の〇〇から確認をしまして、〇〇は当事者なので、供託した者の書類等を取り寄せることができるのですが、事務局は第三者なので、法務局にも行きましたが、そういうものは閲覧はできませんでした。コピーもできないということで、供託を実際にされた土地を借りておられる方のところに事務局2名で行きましたが確認ができませんでした。それで、借りている側からすれば賃料を何回かは払ったと言われているのですが、貸しているほうの〇〇さんからは一回も頂いていないと聞いております。
10番委員	それで供託しておるのかどうかというのがはっきり分からないところでは、どうにもならないでしょう。どうなっているか、さっぱり分かりませんね。ほかの誰か供託したものにならないということでしょう。
事務局	そうですね。賃料については供託がしてあるのだらうと思うのですが、通常3条であれば、自分が持っている農地と今度借りた農地は全部耕作するための3条だと思うのです。それをほかの目的でその3条の契約をされて、ほかにも借りていたところも耕作

	していない。今回の平成24年の許可の分も耕作していない。やはり一番注意するところというのは耕作しているかしていないか。農地法第3条に関しては、賃料を払っている、払っていないというのも条件的にはあるのですが、耕作していない、耕作しているという、そこが一番大事だろうと思います。許可基準の6号では、広い視野で捉えるところになっていまして、1号は耕作しているか、していないか、6号はその解除することで正しく農地を使う形になるのであれば良いということで、今回の第3条の賃貸借を解除して、一旦元の状態に戻して、その後、市民農園の方の手續等をするのであれば、この6号に該当するのだと事務局は判断しております。1号と6号、両方に該当するという判断をしまして、今回審議していただいております。以上です。
1 1 番 委 員	今6号にするということについての確約は、この〇〇さん関係からはまだもらっていないのですか。
事 務 局	〇〇さん、現在は〇〇さんですけど、その方はこれを解除したらすぐに転用して家を建てたいという考えはないということなので、今までどおり、市民農園の方に利用していただく予定と〇〇と〇〇氏から聞いております。所有者の方が〇〇に住んでおられますので、この〇〇さんという方が一任されている方で、財産的な管理、先ほどの市民農園の利用をされている方からの使用料等、全部を管理されておられて、それを〇〇に報告されるようになっています。ほかに持っておられる農地もほとんどが市民農園のような形になります。元々住んでおられたお家も近所にありますが、その付近も全て耕作する人が決まっている状態になっています。その適正な処理をしたいということです。
1 1 番 委 員	そうすると、この〇〇さんの言うことが少しおかしいのはおかしいよね。作っていないということからしても、返却しない、解約しないというのもおかしいですね。
事 務 局	通常ご自分の土地ではありませんし、借りておられる農地ですし、所有者の方が解約をしましょうと言われれば普通は解約されるのです。 通常作る気があるのなら3条で申請すればいいと思うのですが、耕作する気がないのであれば5条なりで転用をかけて、本人さんから買われれば良いと思います。3条だから問題があるのではないかと事務局は思います。
議 長	農業委員会の指導として、これはもう農地として利用権がないのなら、耕作していないなら5条で申請をし直してくださいといっても聞かないのでしょうか。
事 務 局	やはり3条の賃借権の設定をしているという権利があるので、

	それを弁護士は解除してゼロから話を進めたいのだと思います。
4 番委員	解決しないので、県に答申してもらえないでしょうか。結論は出ないでしょう。普通今、河井委員が言われるとおり、買い取る人は耕作していない、賃料も払っていない。県へ答申していただいて、それから報告いただいたらと思う。
事務局	一応ここで許可という判断は必要になります。 先ほど比良が一番最初に言ったのですが、許可の場合はこれが解除になります。不許可の場合は解除できないという。その許可か、不許可の判断は今日していただくようになります。
4 番委員	普通常識からいったら、河井さんが言われているとおり、その方が借りているのに賃料を払わない、耕作もしていないのだからそれはもう難しいと思います、誰が考えても。
事務局	であれば、解除に許可を。
4 番委員	それをお願いしたいと思います。
黒田推進委員	賃貸借の期限は切っていないのですか。
事務局	〇〇までですが、農地法なので、自動更新になります。その後もずっと継続するようになります。先ほど中山委員からありましたように、許可妥当という判断をされれば、もう申請人からは解除の申請をされておられますので解除ということになります。それでご了解いただければそれで県のほうに諮問させていただきたいと思います。
議長	それでは、いろいろ協議、慎重審議というか、いろいろ意見をされて今発言がそれぞれありました。それは妥当だろうということでございます。議案第 38 号 農地法第 18 条の規定による許可申請について、一般社団法人広島県農業会議に諮問して許可することに異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	それでは、異議なしと認め、議案第 38 号 農地法第 18 条の規定による許可申請について、一般社団法人広島県農業会議に諮問し、異議がなければ許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第 39 号 非農地証明交付申請についてを議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 39 号 非農地証明交付申請について説明させていた

	だきます。 議案書は１２ページ、位置図は２ページになります。 議案と一緒に送付しました、現地確認写真が添付されている、議案第３９号資料①も併せてご覧ください。 番号１５４番、農地の所在地は、玖島字壺町田景浦、字泉水、字大谷山之内金尾松山で、登記地目は畑です。面積は３筆の５１４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取り扱いガイドラインの農地法第２条第１項の農地に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第３９号 非農地証明交付申請について説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。 地元地区担当委員の意見をお伺いします。 堀田委員さん、お願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号１５４について説明します。 地図は２ページとなります。７月１４日、岩木委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所については、旧玖島小学校の南西側、いずみ苑団地の入口付近となります。現状は、事務局の説明のとおり、それと写真、資料①を見ていただいたら分かるかと思うのですが、約５０年程度管理が全くされておりません。農地としての利用は困難であると思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元担当委員の意見を頂きました。 これについて、ご意見等がありましたらお願いいたします。
１０番委員	この写真を見ると非常に荒廃しているのですが、この物件だけでしょうか。ほかにこの近辺に同じような農地はないのですか。この場所だけでなく、他にもあるのなら同じ様にするべきではないかと思うのですが、その辺はどうなのか。その周囲に農地はないのですか。
議長	今この２件は金尾松山と壺町田景浦です。
事務局	すみません。山田委員が言われるのはこの〇〇さんという方の所有農地が他にあるかということですか。
１０番委員	〇〇さんの農地ではなくても、ほかの人の農地でもこの区画も

	同じような状況ではないかと、これを見たら思うので。
事務局	隣接するところにも。
10番委員	はい。そうです。
事務局	違う方のそういう農地があるのではないか。今後、追跡調査をしたいと思います。多分あると思います。 ご意見を参考に、非農地通知なり、何なり整理をさせていただこうと思います。ありがとうございます。
議長	地元の佐伯支所でよく確認をし、また、農地パトロール、意向確認をするかどうかかわからないので、これはこういう場合、課題が地域の農地が農地でないようになっていたなどの現状を把握しながら調査していかないとはいけません。
事務局	はい。
議長	いろいろ意見もあるようですけども、隣にもこういうような非農地に該当する箇所が何か所かあるのではないかとということでありました。当然そのようなことがあるだろうと思いますが、この案件の39号につきましては申請が出ておりますので、この非農地申請について、非農地である旨を証明することに異議ありませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第39号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は13ページ、位置図は12ページになります。 今月の報告は、令和4年6月13日から令和4年7月11日までの間に受理した1件です。議案の朗読は省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による

	届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについての質疑等があれば お願いをいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第 8号の規定による届出について報告を終わります。 続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定に よる届出について報告をします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に ついて説明させていただきます。 議案書は14ページから17ページ、位置図は13ページから 22ページになります。 今月の報告は、令和4年6月13日から令和4年7月11日ま での間に受理した12件です。議案の朗読は省略させていただきます。 番号138番については、農地転用の手続を行わず、倉庫が建 設されているため始末書が提出されております。 番号139番、155番については、過去に転用届が提出され ております。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地 調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めまし たので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理 を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による 届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて質疑等があれ ばお願いをいたします。質疑はありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第 7号の規定による届出について報告を終わります。 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理処分取消 しの専決処理について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の 受理処分取消しの専決処理について報告させていただきます。 議案書は18ページ、位置図は22ページです。

	今月の報告は、令和４年１月２８日に受理処分を行ったものについて、令和４年７月４日に処分取消しの通知をした１件です。内容につきましては議案記載のとおりです。 取り消し事由については譲渡人と譲受人との間の売買契約が解約となったためです。 以上で報告第３号 農地法第５条の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これにつきまして質疑等があればお願いします。よろしいでしょうか、質疑はございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第３号 農地法第５条の規定による届出の受理処分取消しの専決処理について報告を終わります。 いろいろ議案、報告を終わりました、続きまして、協議事項に入ります。 協議第１号 令和５年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について事務局から説明をお願いします。
事務局	協議第１号 令和５年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明させていただきます。 本日、差し替え用としてお配りしております、廿日市市の農業・農村施策に対する提案書をご覧ください。 こちらの内容につきましては、現在、委員の皆さんから提出していただきましたご意見により取りまとめを行っております。 主な内容としまして、太字で書いております、新規参入者の確保について、荒廃農地の発生防止について、農業基盤整備の推進について、農地の保全対策について、スマート農業に対する支援について、有害鳥獣対策について、農業用資材等の高騰対策についての７点について提案させていただきたいと思います。 本日、差し替えいたしましたところで、赤字で書いてあるところが新たに追加をしているところでございます。 １の新規参入者の確保についての（２）、読み上げたいと思います。 本市が取り組まれている新規農業経営者育成事業は佐伯地域の軟弱野菜の産地化を図る取組として着実に成果を上げられている。一方で、地域の農業が今後も継続するためには、地域の農業を地域で支える農家が必要であり、地域に在住する兼業農家の定年を契機とした専業農家や、定年後に古里で帰農する者が地域の担い手として大いに期待される。そのため認定新規就農者等の地域の担い手が農業機械等を購入する際の補助制度と同様に、定年就農者等への補助制度や就農支援金の創設を行うこと。更に、定年就農者等への営農、栽培指導、販路拡大、地域特産物の推奨

	等、トータル的かつ継続的な支援による就農促進を行うこと。 続きまして、3の農業基盤整備の推進についての(2)を追加しております。 本市の中山間地域における基盤整備された農地は、相当な年数が経過しており、農業用施設は著しく老朽化している。今後は各地域の実情を把握し、農地中間管理事業を活用した、農家の費用負担のない基盤整備や老朽化した農業用施設の整備を積極的に行うこと。この意見を今回追加させていただいております。 以上で、協議第1号 令和5年度新農業・農村施策に対する提案・意見(案)について説明を終わります。 このことにつきましてはもう2か月も3か月前から皆さんからの意見を求めて、皆さんの意見を市議会に提出するためにまとめたものでございますが、今回で最終的にしてもらって、今後これは新たに令和5年度の市の農業関係に係る施策、またこれの裏づけが予算の中で現れてくることを当然のごとく農家にプラスになるような施策として出させていただくというような要望でしていきたいと思っております。 挨拶で申し上げましたように8月26日に市長との意見交換の中でもこういうことについて触れていきたいと思っておりましたが、コロナで延期ということになりました。良い時期を見てそういう意見交換もしながら、市、または議会へ、こういうものを求めて提案していく。 そういう形で強く市長、議会へお願いしながら、佐伯ないし廿日市の農業の発展になることをお互いに要望して、特に最適化が今叫ばれておるので、特に佐伯地域にはいろいろな荒廃地が増えて、耕作放棄地がよく出ているような状態でございますので、そういうことがないような、どうしたら少しでもそういう耕作放棄地、新たに集積できるような農地を確保できるかということに取り組みなければいけないというのが今、農業委員会としての課題ではないかと思っております。 まだここをどういうふうにしたら良いとか、こうされたらどうですかというようなことがあれば、ここで十分意見を出してほしいと思います。よろしくお願いします。
議長 事務局	すみません、事務局から補足ですが、今回赤字のところにつきまして、古川委員からご提案をいただきまして追加をさせていただきました。今まで私が担当していたときから、この定年を契機にという、大変私も賛同しますし、認定農業者というのは確かに大事だと思います。ただ、地域で農業を守っていくには実際にほかの農地まで耕作していただけるような方を育てるのもまた方法があると思います。新規認定農業者というのはご自分がハウレンソウ、コマツナなどを作るのが精一杯だと思います。耕作放棄地があるからどんどんハウスを建ててくださいというようなことにはならないと思うので、古川委員からご提案があったよう

	に、今まで会社勤めをされておられて、農業をされる方というのはもう農業の経験もありますし、農業だけで食べていかなくてもある程度の収入も持っておられる。そういう方に耕作放棄地を1反でも2反でも良いと思うので、野菜等、水稻でも良いと思います。そういうものを作付していただく補助制度か何なりができれば良いのではないかなということを出させていただいています。 今後、この内容というのは農業振興係長のほうには素案として見せております。会長と職務代理者を交えまして、農林水産課長と農業振興係長に事前にこの内容の説明をさせていただけたらと思います。意見交換会等が延期になった関係で、来年度予算の締めがどうしても近づいてまいりますので、事前にこういうことで予算取りをしてほしいという旨を後日調整させていただけたらというふうに事務局では思っております。 以上です。
議長	皆様のご意見はどうでしょうか。これで進めさせていただいてもよろしいですか。よろしいでしょうか。 《委員より異議等なし》
議長	それでは、そういう形で10月にまた市長さんへ要請をするということで進めてまいりたいと思います。 それでは、続いて、3のその他で事務局から何かございますか。
事務局	大野賑わい施設、この入り口にあるのですけれども、4月にオープンしました。パンフレットを配布しております。ADOA大野、まちの駅ADOA大野を、少し雨は降っているのですけれども、見学、ないし地元産等販売しておりますので、よかったら購入してみてください、見学してみてください。 以上です。
事務局	すみません、もう一点お願いですが、総会についてどうしても都合が悪くて欠席される委員さんがおられましたら、各地域の支所の担当へご連絡いただければ助かります。来られるのか、欠席なのか分からないというのが大変困りますので、いろいろ今後、秋に向けてご事情はあると思いますので、これこれというのをご連絡いただけると非常に事務局も助かりますのでよろしくお願いします。 以上です。
議長	皆さんからほかにございませんか、ご意見等、いろいろ申し上げたいことがあれば。ありませんか。
議長	それでは、今日はこれで終わりますが、議案等、その他について慎重審議をいただきましてありがとうございました。

	次回、9月6日火曜日の第9回農業委員会総会は、廿日市市役所7階 会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いします。 本日はありがとうございました。
--	---

(閉会 午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年9月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（2番委員）

廿日市市農業委員会委員（3番委員）
